

令和3年12月20日

県立都市公園等の売店等営業者募集要項

下記により営業者を募集しますので、営業を希望する方は応募書を提出いただくようお願いします。

公益財団法人富山県民福祉公園
理事長 蔵 堀 祐 一

記

1. 募集概要

(1) 募集の目的

県民公園太閤山ランドをはじめ県立都市公園等（以下、「公園」という。）において園内又は園内施設を使用する売店等（以下、「売店等」という。）を設置又は仮設し営業することで来園者の便を図るため、営業者を募るもの。

(2) 営業者との契約

公益財団法人富山県民福祉公園（「財団」という。）は、本募集により決定した者と別途営業契約を締結する。

(3) 売店等の募集項目（詳細は、別紙1、2-1及び2-2のとおり）

自動販売機：県民公園太閤山ランド22台、富山県総合運動公園20台

固定売店：県民公園太閤山ランド3台

(4) 募集のスケジュールの概要

- 令和3年12月20日（月）：公開、質問の受付開始（令和4年1月10日まで）
- 令和4年1月17日（月）：応募書の受付開始
- 令和4年1月31日（月）：応募書の締め切り
- 令和4年2月上旬：営業者の決定（予定）

2. 応募方法

次項に規定する「応募者の要件」を満たす者が、本要項第8項に規定する書類を財団に提出する。

3. 応募者の要件

(1) 応募者の適格

次の①から④までのいずれにも該当しない法人又は個人であり、売店等を営業する者（以下、「営業者」という。）にあつては、次の①から④までいずれにも該当しない者を配置し対応させることができるものとする。

- ① 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更正若しくは再生手続中の者
- ② 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員

- ③ 富山県暴力団排除条例に関する規則第3条に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ④ 過去に都市公園内での営業において不誠実な行いのあった者

(2) 募集種別による応募者の要件

① 自動販売機（以下、「自販機」という。）

自販機を適切に運用し、商品の補充のために制服及び身分を明らかにする名札を着用した補充員を臨機に公園に出動させられる者

② 固定売店（以下、「売店」という。）の応募者

公園の施設概要を理解・案内でき、必要となる食堂運営等に係る食品安全衛生責任者、販売を担当する者及び販売品の園内運搬並びに店舗設営や調理を行う者（以下、「売店の販売員等」という。）等を常駐させられる者

4. 営業条件

(1) 営業契約の期間

別紙1のとおりとする。

(2) 各種許可の申請など

食品安全衛生法等関係法令を遵守し、営業するために必要な許可類は応募者の負担により処理するものとし、そのために必要な公園の改造については、事前に財団に図面を添付した書面により承諾得て応募者の負担により改造するものとする。

(3) 営業に係る手数料

応募者が提示する率または額とする。

(4) 施設の整備と保全

- ① 営業にあたっては、公園及び売店等を清潔な状態に維持するものとする。
- ② 夜間や休園日その他で営業しないときは、商品や設備の保安のため売店等に施錠するなどし、管理するものとする。
- ③ 財団は、必要があると認めた場合は、売店内等を随時点検することができる。

(5) 営業日

別紙1のとおりとする。ただし、営業者は毎年度毎に事前に具体的な営業日を財団に書面で申請し承諾を得るものとする。

(6) 営業品目

別紙1のとおりとする。ただし、販売品目の詳細については、営業者が決定した後に、営業者は財団あて書面にて販売品目の詳細について承諾を得るものとする。なお、どの売店等においても酒類は販売できないものとする。

(7) 来園者への応接方法

- ① 売店等の販売員等は事前に財団に申請された名簿に記載された者とし、販売時には指定する書式の名札を掲げるものとする。
- ② 売店等の販売員等は、来園者には公園管理職員と同様に県民本位のサービス精神を保持し、来園者に対して適切な礼儀と言葉遣いをもって対応し、来園者に不快感を抱かせないように対応するものとする。
- ③ 売店等の販売員等には適切な制服を着用させるものとする。
- ④ 本要項 3-(1)-①から④に規定する者に調理又は販売、園内運搬などをさせないこと。

(8) 公園管理との協調

- ① 公園で開催されるイベントや工事等により営業が一時的に制限される場合がある。
- ② その他、営業活動の詳細は仕様書（別紙 3-1 及び 3-2）によるものとする。

5. 売上手数料、売上報告

- (1) 自販機については、販売実績額に応募者が応募書に提示した手数料料率を乗じた額を毎月末締め、翌月 15 日支払いとする。
- (2) 自販機については、売上高に加え自販機に備え付けの販売品数のカウンター数を種類毎に、毎月末締め、翌月 15 日までに報告するものとする。なお、財団が販売本数等の根拠となる資料等を求めた場合は、速やかに提出するものとする。
- (3) 自販機については、自販機毎の年間売上高及び販売本数を毎年度 3 月末締め、翌月末までに報告するものとする。
- (4) 売店については、応募者が応募書に提示した定額の手数料について、毎年 3 月末までに半額を前納し、9 月末までに残りの半額を支払うものとする。

6. 施設使用の制限

- (1) 使用敷地
別紙 2-1 から 2-6 までのとおりとする。
- (2) 最大電力使用量、光熱水提供関係
別紙 1 のとおりとする。

7. 負担

(1) 売店建屋の保全費用（固定売店）

営業者が営業を行ううえで通常に発生する、シェルター等の公園の施設（営業者が設置する建材等を除く躯体としての施設）や調理器具などの修繕は営業者の負担とする。ただし、営業者が設置したものを除く公園としての建物部材等における老朽化による損耗等については、財団と営業者が協議して定める。

(2) 光熱水費（固定売店）

一部の売店については、財団が一次側を提供する光熱水費について付帯する積算計により営業者が負担するものものとし、その額の算定は、財団が供給事業者に支払う使用料単価を採用する。

(3) 売店等で発生する雑排水の処理（固定売店）

営業によって発生する雑排水は、来園者に対して安全な措置を講じた上で、指定する下水マンホールに排水するか又は、営業者自身が園外に搬出して適法に処理するものとし、園地又は園内の雨水側溝等に廃棄してはならない。

8. 募集と審査

(1) 応募書

応募者は、次の書類を提出するものとする。

- ① 法人にあつては役員名簿（住所・氏名・よみがな、生年月日記載）
- ② 売店など営業申請書（書式1）
- ③ 売店営業内容提示書（書式2）
- ④ 手数料・手数料料率提示書（書式3）
- ⑤ 売店の販売員等の名簿（書式4）
- ⑥ 名札の書式（書式5）

(2) 審査方法

財団が設定する手数料料率又は手数料額を超えた手数料料率又は手数料額を提示した者の中から、営業内容等を勘案し決定する。

(3) 決定通知

応募者に財団HP等で通知する。

(4) 質問

令和3年12月20日（月）から令和4年1月10日（月）までの間、下記宛先へ電子メールで送信する。ただし、売店等の設置場所の確認については各公園管理事務所（太閤山ランド：0766-56-6116、総合運動公園：076-429-8835）で直接対応する。

- 総務企画課木村 info@toyamap.or.jp

回答は、財団のHPに掲載する。

注意：応募者は上記質問への回答の最終版（遅くとも1月16日（日）までにはHPに掲載）の内容を確認のうえ応募のこと。

(5) 応募書の受付開始及び到着の締め切り

令和4年1月17日（月）午前9時～令和4年1月31日（月）午後5時15分まで
ただし、1月18日（火）及び1月25日（火）は休園日のため受け付けない。

(6) 決定の予定日

令和4年2月上旬

9. その他

(1) 公園の原形復旧

営業者として公園を改造した場合は、契約期間満了迄に応募者の負担において原形に復するものとする。ただし、翌年度も引き続き営業を許可された場合は、この限りではない。

(2) 違約時の契約解除

本要項が規定する事項に違反して営業した場合には、財団は契約期間内であっても営業契約を解除できる。この場合、財団が被る損害については営業者にこれの補償を求める場合がある。また、その場合、その後に財団が募集する売店等の営業者選定に当たっては、財団は、富山県建設工事等指名停止要領第3条の処理に準じて、同条別表第1及び別表第2の「措置基準」を勘案して、以降の応募に考慮されることがあるものとする。ただし、同別表の「期間」の設定については、財団は要領が示す期間によらずこれを決定することがあるものとする。

(3) 名札の書式

売店の販売員等が掲げる名札に記載の事項は、書式5の通りとする。ただし、営業者として既に別の形式の名札を掲げて他の場所で営業している場合でその名札を使用しようとするときは、事前に見本を提示して財団の承諾を得るものとする。

(4) イベント時の優先出店

売店営業者は、公園で開催されるイベントで、イベント主催者が募集する仮設売店とは別に主催者と調整可能な範囲で調整された場所や形態において園内で別途売店を仮設し営業できるものとする。

(5) 販売施設等の増設

売店営業者は別紙2-4から2-6までに指定の場所や規模を超えて店舗や販売又は飲食場所などを増設しようとする場合は、事前に財団に協議し必要な手続きを取るものとする。

(6) 現場確認

応募者は、必要があれば現場を確認したうえで応募すること。

募集項目の詳細

募集種別	募集公園	売店名称又は設置場所等	営業日 営業日数	形態	箇所 数・台数	募集者 数	営業契約、移動売店登録、設置の期間	販売品目	最大使用 電力量	水道の使用	光熱水費 の負担
自動販売機	太閤山ランド	園内、各施設内	通年	設置期間において、営業者が自販機を設置、管理し営業するもの	全20台	12 以内	令和4年4月1日～同5年3月31日までの1年間	飲料、アイス等、別紙2-1による	1コンセントあたり1Kw未満を基本とする	カップ飲料用水道以外は提供しない	財団が負担
		プール広場内	プール開場期間	災害対応型自販機(各公園1台ずつ計2台)については、①災害時に自販機内のすべての在庫飲料を無償提供するもの ②電気が供給されない状態であっても使用でき、また災害対応自動販売機と認識できるよう表示するもの	全20台		令和4年4月1日～同5年3月31日までの1年間のプール開場期間				
	総合運動公園	園内、各施設内	通年		全20台	18 以内	令和4年4月1日～同6年3月31日までの2年間				
固定売店	太閤山ランド	入口売店	4月1日～11月末、3月中旬～3月末までの期間の全開園日	公園施設としてのシェルター1基を改造して売店とするもの	1箇所	1	令和4年4月1日～同5年3月31日までの1年間	軽食、菓子、飲料、雑貨等	電灯60A未満かつ動力30A未満	可能	財団が公共団体へ支払うときの単価で、営業者が使用料分として負担
		プール売店	プール開場期間	プール場内の指定の場所に18㎡以内の売店を仮設し、管理し営業するもの また、10日間以上、プール場内に移動売店を営業するもの	1箇所	1			電灯130A未満、かつ動力50A未満		
		こどもみらい館売店	年間60日間以上	営業日において、館内の指定場所にてその場所を管理し営業するもの	1箇所	1			電灯30A未満	不可	

自動販売機の種類と営業者数

太閤山ランド

	缶又は缶+ペット		アイス	パック	軽食	カップ	小計
	①	②	③	④			
サイクリングセンター	①	②	③	④			4
第一駐車場	⑤						1
入口広場	⑥						1
ボートのりば	⑦						1
射水館	⑧						1
ファミリースポーツプラザ	⑨						1
ふるさとパレス館内	⑩						1
展望塔	⑪						1
みらい館内	⑫			⑬	⑭	⑮	4
みらい館前	⑯						1
野外劇場	⑰		⑱				2
ハーベキューコーナー	⑲		⑳				2
プール広場						㉑ ㉒	2
小計	13		4	1	1	3	22

募集グループと営業者数

公園別に、太枠内は1社を選定

公園別に、太枠内は2社を選定

⑤は、災害対応型自販機

総合運動公園

	缶又は缶+ペット			カップ (レギュラーコーヒー)※4	アイス	パック	小計
	スポーツ系※1	スポーツ系+ 栄養調整食品 ※2	バラエティー系 ※3				
きらめき茶屋・雲	①	②	③				3
陸上競技場内	④		⑤	⑥	⑦		4
きらめき茶屋・岩	⑧	⑨					2
きらめき茶屋・樹			⑩				1
東駐車場	⑪						1
きらめき茶屋・山			⑫				1
屋内グラウンド		⑬	⑭				2
きらめき茶屋・空			⑮		⑯	⑰	4
きらめき茶屋・風			⑱	⑳			2
小計	4	3	9	1	2	1	20

募集グループと営業者数

公園別に、太枠内は1社を選定

公園別に、太枠内は2社を選定

①は、災害対応型自販機

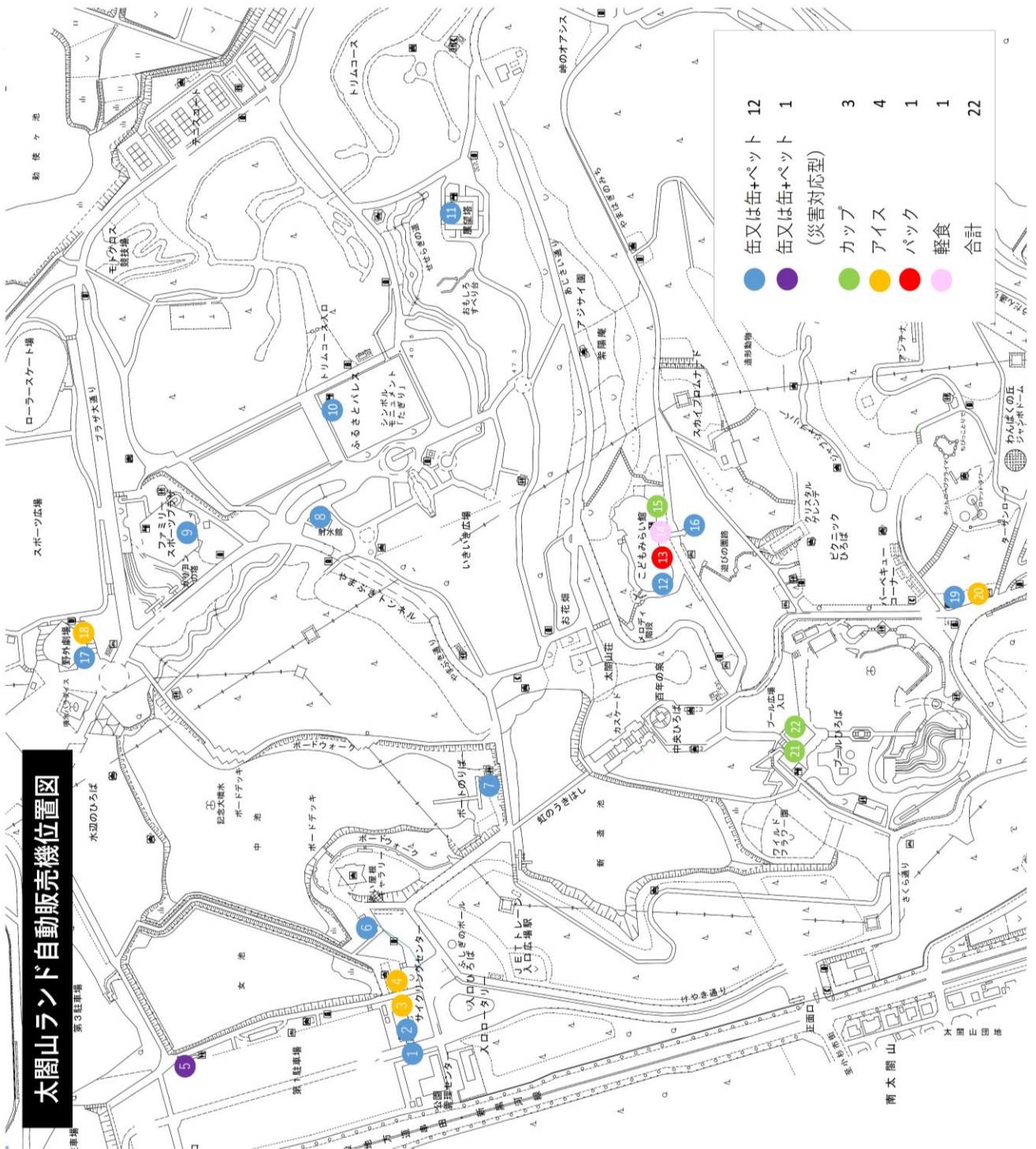
※1 スポーツドリンク、ミネラルウォーター、エナジードリンクなどアスリート向け飲料を中心に提供するもの

※2 シリアルバー、栄養補助スナックなどを飲料と共に提供するもの

※3 ジュース、お茶、コーヒーなど多種多様な商品を提供するもの

※4 その場で豆を挽きドリップして提供するもの

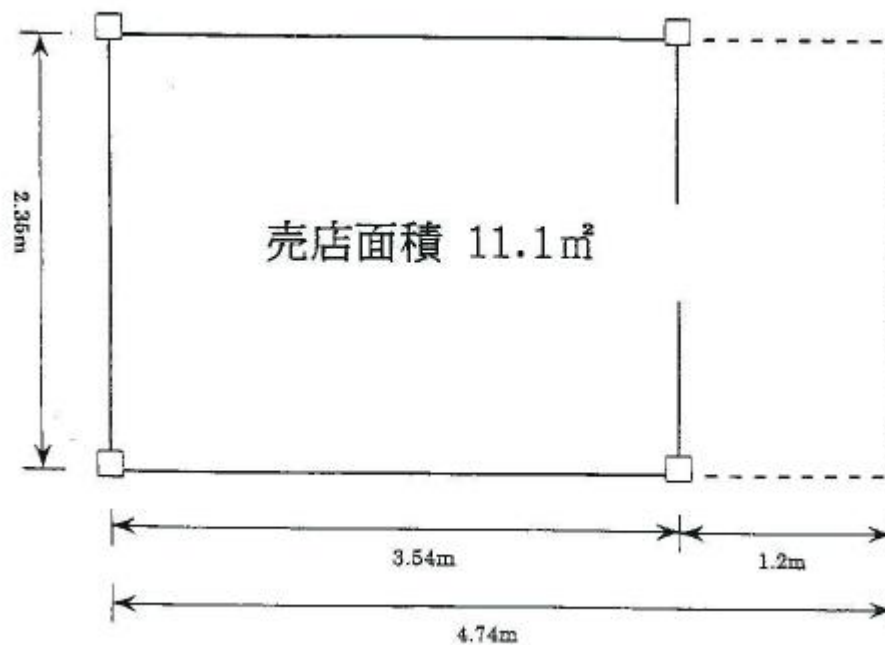
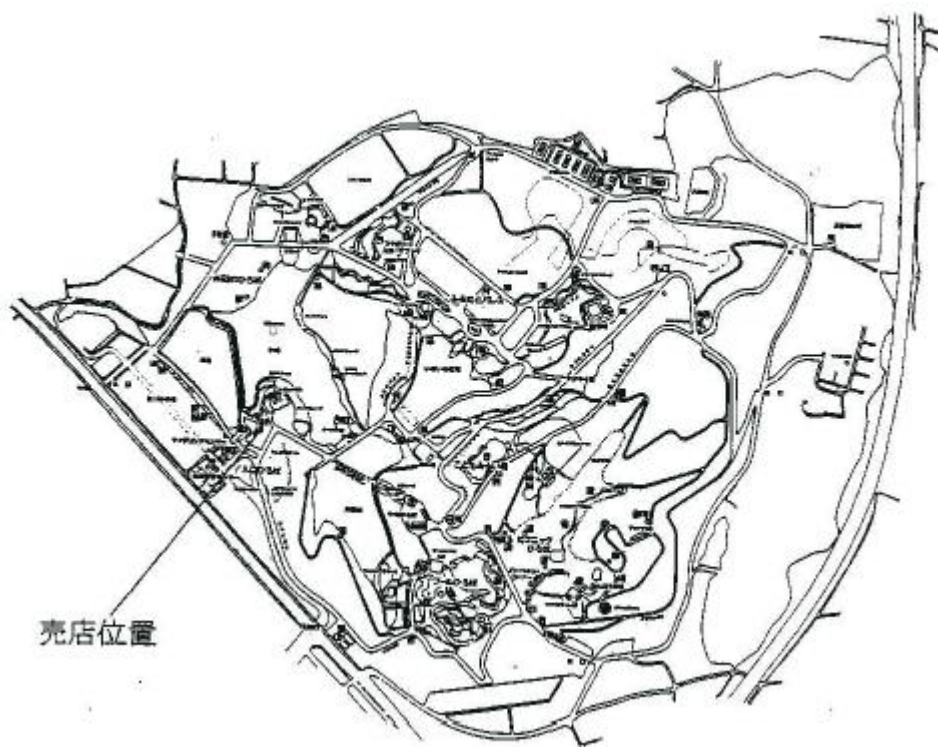
太閤山ランド自販機位置図



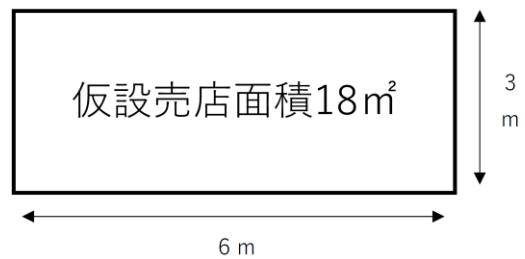
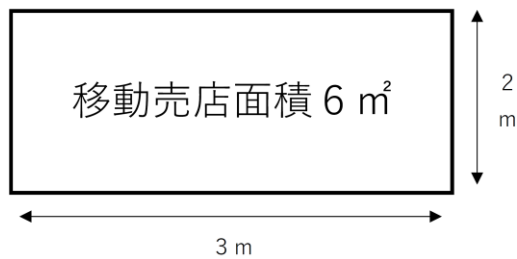
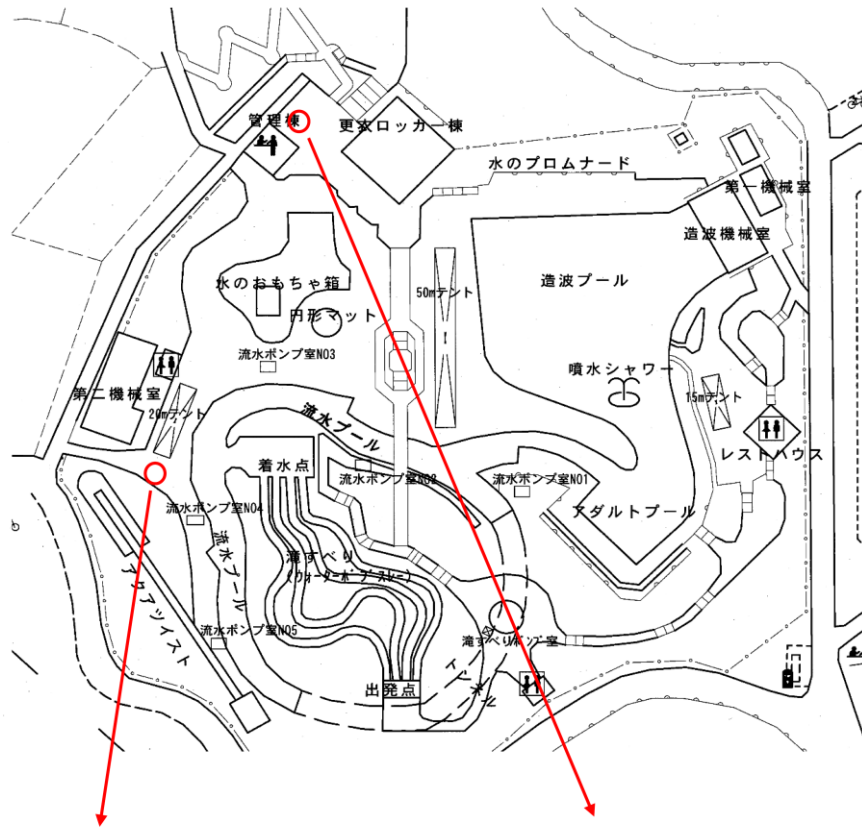
総合運動公園自販機位置図



太閤山ランド入口売店位置図

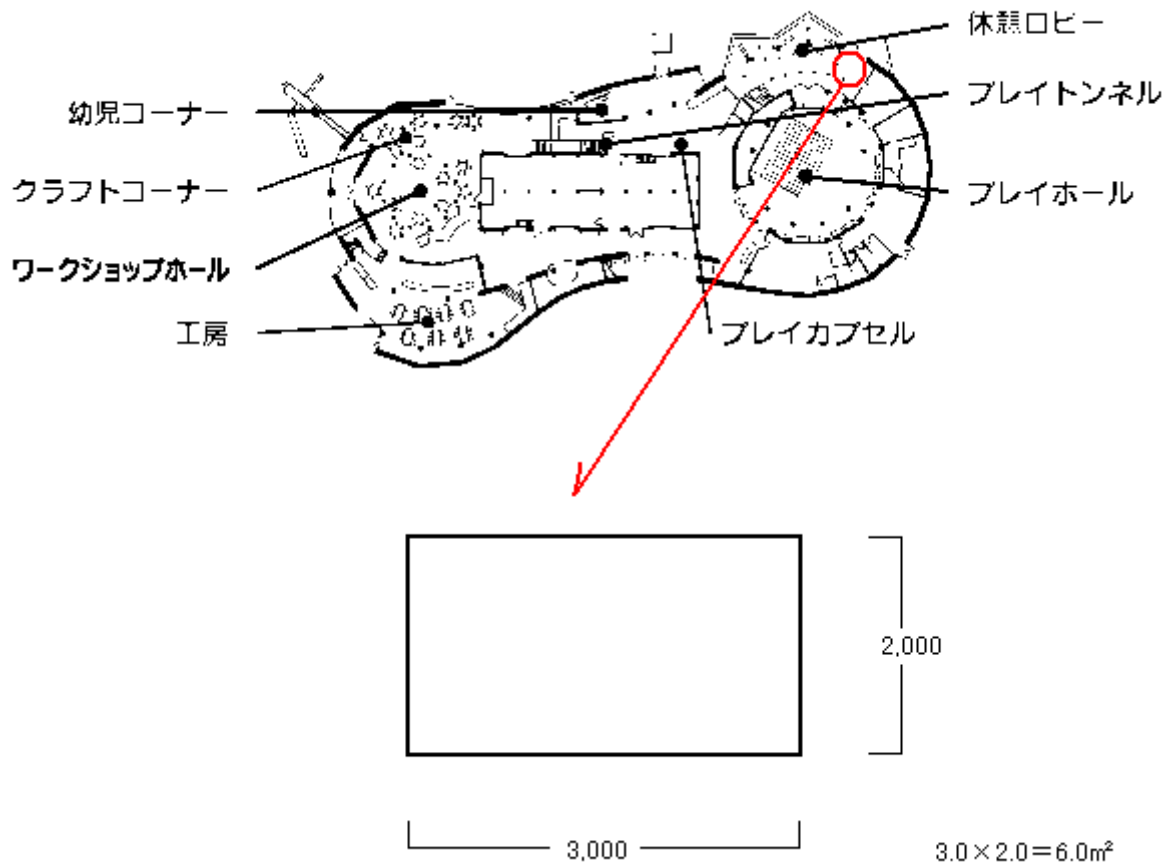


太閤山ランドプール売店位置図



※最大2つ (6m² × 2 = 12m²) 設置可能

太閤山ランドこどもみらい館売店位置図



自動販売機仕様書

1 機器設置の条件

(1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであり、年間消費電力が1台当たり概ね1,000kwh未満のものであること。

(2) 災害対応型自動販売機については、災害発生時、自販機内のすべての在庫飲料等を無償で提供すること。また、電気が供給されない状態であっても使用可能な機器とし、災害対応型自動販売機と明確に表示すること。

2 販売品目の条件

販売価格は、標準小売価格以下の価格とすること。

3 管理方法

(1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。作業時には制服、名札等身分を明らかにするものを着用すること。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

(2) 自動販売機に併設して、販売する飲料等の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。

(3) 回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず回収しリサイクルするとともに、回収ボックス周辺の清掃を行うこと。

(4) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、発注者の指示に従い、利用者等の妨げとならないよう注意すること。

(5) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

(6) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

(7) 自動販売機の問い合わせについては、連絡先を明記し、受注者の責任において対応すること。

(8) 自動販売機が故障した場合は、受注者の負担において遅滞なく修理等を行うこと。

(9) 自動販売機の故障等により投入した料金が戻らないなどの不具合が発生した場合は、発注者が利用者に対し料金を立て替え払いし、後日受注者が発注者に返金すること。

4 手数料の納付方法

銀行振込 【振込先】北陸銀行 小杉支店 普通預金 6006661

公益財団法人富山県民福祉公園 収益事業口座

固定売店仕様書（太閤山ランド）

1. 売店等設置形態

営業者が、財団が管理する公園施設を使用し、必要な施設を整備し必要な資機材を持って売店等を設置又は仮設し営業するもの。

2. 売店等の営業日

- ① 売店等の営業者は、年間の営業予定日を毎年度営業の前に書面をもって財団に提出し、承認を受けなければならない。
- ② 営業を予定する日においてやむを得ない事情により営業を行わないこととする場合は、営業者は事前に財団にその旨を連絡し承認を受けなければならない。

3. 売店等の営業時間

- ① 午前 10 時頃から午後 5 時頃までの間とする。ただし、イベントや大会等の開催日ではこの限りではない。
- ② GW、プール開場や夜間開園などで公園の供用時間が延長になる場合は、適宜販売時間を延長するものとする。
- ③ その他、園内で開催されるイベントや工事等、財団が行う管理の都合で営業時間を変更することがあるものとする。
- ④ 台風など著しい荒天により営業を取りやめようとする場合は、営業者は財団に事前に承諾を得るものとする。

4. 売店の販売員等の風体等と名札

- ① 売店の販売員等は、来園者に優しく丁寧な応接ができるものとし、服装や風貌、応接態度が、一般的に粗野とみなされるような者に販売をさせてはならない。粗野かどうかの判断は財団が行うものとする。
- ② 営業者は、営業期間に販売に携わる全員について、写真付きの名札のコピーを最初の営業日までに財団に提出するものとする。

5. 諸申請

営業者は、次の事項の許可や加入を自らの負担において、所定の期日までに完了し、許可証等の写しを、事前に財団に提出するものとする。

- ① 食品衛生責任者ほか、当該営業に関わる法・条例に規定する全ての必要事項
- ② 販売する商品が元で発生する食中毒等の各種のトラブルによる第三者の損害を賠償するために、請求額が対人 1 名 70,000 千円以上、1 事故・期間中 300,000 千円、対物 1 事故・期間中 5,000 千円以上の損害賠償保険に加入し、その加入証書の写しを事前に財団に提出すること。

6. 施設設備使用条件

- ① 太閤山ランド入口売店で使用する建物については、床・天井並びに柱等の主要な構造物を財団が設置し、それ以外は営業者が設置するものとする。
- ② その他の売店については、営業に必要な用品類は営業者が設置するものとする。

- ③ 営業者は設置予定の厨房用品について事前にその一覧を財団に書面をもって提出しなければならない。
- ④ 財団が供給する電力を使用する機器については、一覧に定格電力を記載するものとする。

7. 売店等の管理

- ① 営業者は財団が設置した設備を含む、電力、上下水道及びガス設備について来園者が設備に不用意に触れないよう管理するものとする。
- ② 売店の販売員等の車輛は第一駐車場の指定区域に駐車するものとする。
- ③ 物品の搬入などで売店等近傍に車輛を進入させる場合は、営業者は進入の都度、公園管理センターにて所定の手続きを受けるものとする。
- ④ 園内を通行する車両は来園者の通行を妨げぬよう、周囲に来園者がいないときであっても徐行し、来園者に不安感を抱かせないようにすると共に、いかなる場合であってもクラクションを鳴らしてはならない。これらのことを、営業者は売店の販売員等に徹底させなければならない。
- ⑤ 物品の搬入などで売店等近傍に車輛を駐車しておく時間は最小限とし、進入させた車輛の運転手に搬入車両を駐車させたまま販売行為並びにそれに類する作業をさせてはならない。特に、別に示す太閤山ランドトレールルートにあたる園路でトレール走行部分に駐停車させてはならない。
- ⑥ 営業により発生するゴミ類は営業者において園外で適切に処分するものとし、ゴミが園内に散乱しないよう管理し営業後は清掃するものとする。
- ⑦ 売店に併設する休憩舎（テーブル椅子を含む）及び売店裏手の木製壁面との間のスペースも清掃の範囲とする。

8. プール広場の移動売店導入

プール売店の営業者は、プール広場オープン初日を含むプール広場開場期間の土日等に年間10日間以上、移動売店を営業を実施するものとする。

書式 1

令和 年 月 日

公益財団法人富山県民福祉公園
理事長 蔵 堀 祐 一 様

住所

会社名

印

代表者名

印

売店など営業申請書

私は、県立都市公園等の売店等営業募集に役員名簿（氏名・ふりがな、住所、生年月日、性別記載）及び別添の必要書類を添えて申請します。また、私は、本件募集要項第3項（応募者の要件）に規定する欠格者ではないことを誓約し、本件募集要項に違う営業をした場合には本件募集要項第9項（その他）に規定する契約の解除について、これを受け容れます。

売店営業内容提示書

1. 販売対応方針（具体的に詳細に記入してください）
 - (1) 応接の基本方針（自販機のみに応募する応募者は記入不要）

 - (2) 営業日、年間営業日数（自販機のみに応募する応募者は記入不要）

 - (3) 公園利用案内の基本方針（自販機のみに応募する応募者は記入不要）

 - (4) 苦情処理の基本方針（マニュアル等がある場合は写しを添付してください）

 - (5) 常駐する販売責任者指名と保有資格（自販機のみに応募する応募者は記入不要）

 - (6) 商品補充の基本方針

2. 販売品目と販売価格（別紙を添付してもよい）

3. 実際に自販機に入れる商品（自販機の応募者のみが記載）

令和4年4月に実際に自販機に投入する製品を記載してください。（上記販売リスト表に○印等をつけて分かるようにしてあってもよい）

4. 停電時の電力供給方法（災害対応型自販機の応募者のみが記載）

バッテリー、手回し発電など具体的に記載してください。

申請者名 _____

手数料・手数料料率提示書

太閤山ランド自動販売機

料率記入番号	場所	自販機番号		料率
1	サイクリングセンター	①	②	. %
2		③	④	. %
3	第一駐車場(災害対応)、入口広場	⑤、⑥		. %
4	ボートのりば、射水館	⑦、⑧		. %
5	ファミリースポーツラザ	⑨		. %
6	ふるさとハス館内	⑩		. %
7	展望塔、みらい館内、みらい館前、野外劇場、バーベキューコーナー	⑪、⑫、⑬、⑭、⑮		. %
8	みらい館内	⑯、⑰、⑱		. %
9	野外劇場、バーベキューコーナー	⑲、⑳		. %
10	プール広場	㉑、㉒		. %

総合運動公園自動販売機

料率記入番号	場所	自販機番号		料率
1	きらめき茶屋・雲(災害対応)	①		. %
2	きらめき茶屋・雲	②		. %
3	きらめき茶屋・雲	③		. %
4	陸上競技場内	④		. %
5	陸上競技場内	⑤		. %
6	陸上競技場内	⑥、⑦		. %
7	きらめき茶屋・岩	⑧		. %
8	きらめき茶屋・岩	⑨		. %
9	きらめき茶屋・樹	⑩		. %
10	東駐車場、きらめき茶屋・山	⑪、⑫		. %
11	屋内グラウンド	⑬		. %
12	屋内グラウンド	⑭		. %
13	きらめき茶屋・空	⑮		. %
14	きらめき茶屋・空	⑯	⑰	. %
15	きらめき茶屋・空	⑱		. %
16	きらめき茶屋・風	⑲		. %
17	きらめき茶屋・風	⑳		. %

太閤山ランド固定売店

金額記入番号	募集項目	手数料	
1	入口売店	¥	円/年
2	プール売店	¥	円/年
3	こどもみらい館売店	¥	円/年

手数料料率は小数1位まで、手数料は整数で記載のこと

申請者名 _____

売店の販売員等の名簿

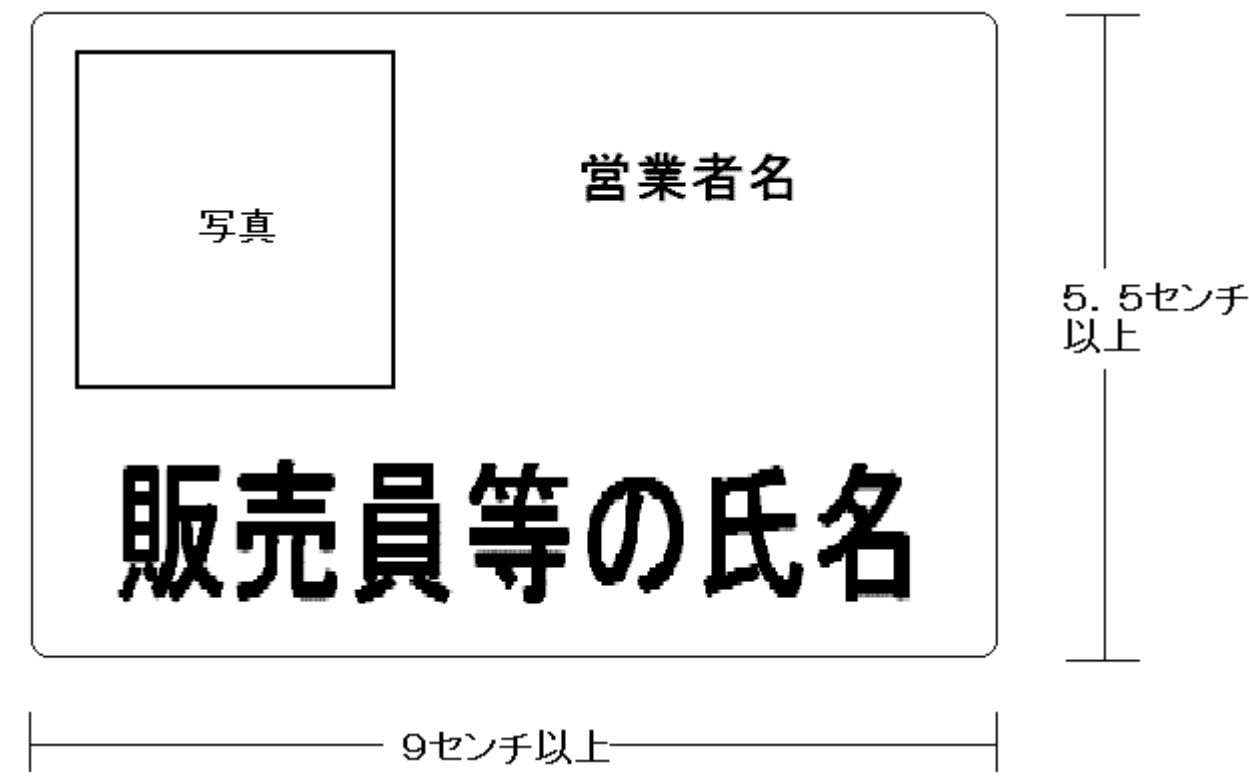
氏名にはふりがなを記入してください

(よみがな) 氏名	住所	生年月日 (性別)	電話番号
()		T S H R 年 月 日生 (男 ・ 女)	自宅 携帯
()		T S H R 年 月 日生 (男 ・ 女)	自宅 携帯
()		T S H R 年 月 日生 (男 ・ 女)	自宅 携帯
()		T S H R 年 月 日生 (男 ・ 女)	自宅 携帯
()		T S H R 年 月 日生 (男 ・ 女)	自宅 携帯
()		T S H R 年 月 日生 (男 ・ 女)	自宅 携帯
()		T S H R 年 月 日生 (男 ・ 女)	自宅 携帯

(自販機のみに応募する応募者は記入不要)

申請者名 _____

名札の書式



申請者名 _____

上記を参照に、売店の販売員等1名分の名札のコピーを添付してください。

営業契約の後、最初の営業日までに、売店の販売員全員の名札のカラーコピーを財団に提出すること。

(自販機のみに応募する応募者は記入不要)